

# 平成22年度 外国人労働者問題啓発月間

【6月1日➡30日】

## 事業主の皆様へ

### 【外国人雇用状況届出制度】

雇用対策法（法律号）の規定により、全ての事業主に、外国人労働者【特別永住者を除く】の雇入れと離職に関する届出が義務付けられています。

(<https://gaikokujin.hellowork.go.jp/gkjgs/index.jsp>)

### 【外国人指針】

労働関係法令及び労働・社会保険関係法令等の遵守はもとより、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」【外国人指針】に基づき、雇用管理の改善等に努めてください。

## 入管法が変わります

### 【出入国管理及び難民認定法の改正】

平成21年7月に「入管法」が改正され、新しい「研修・技能実習制度」が平成22年7月1日より施行されます。

従来、技能実習生として受け入れを行う場合、1年目の「研修」は、非雇用型として労働関係法令の適用を受けておりませんでした。新制度施行後は、1年目から「技能実習」として労働関係法令の適用を受けることとなります。

※改正「入管法」の詳細若しくは問い合わせは、最寄りの入国管理局へお尋ねください。

奈良労働局 県下公共職業安定所